

霧島市二要素（静脈）認証システム構築業務委託及び運用保守事業

公募型プロポーザル実施要領

霧島市

令和5年8月

1 目的

この要領は、霧島市が二要素（静脈）認証システム構築業務委託及び運用保守事業（以下「本業務」という。）を行うに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

霧島市二要素（静脈）認証システム構築業務委託及び運用保守事業

(2) 業務内容

別紙「霧島市二要素（静脈）認証システム構築業務委託及び運用保守事業仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和5年12月15日（金）まで

(4) 見積限度額（税込）契約期間5年間

ア 導入費（ソフトウェア・機器等の導入、職員研修等）

イ 導入から5年間の保守費（ソフトウェア・機器等の保守、障害対応、運用支援等）

ア、イの合計：月額料金 228,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※支払方法については使用料及び賃借料とする。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模であることに留意すること。

3 選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 参加事業者から提出された企画提案書や見積金額により一次審査を行い、上位3者程度を一次審査通過者として選定する。なお、見積金額については、導入費用と5年間（令和5年度～令和9年度）分の保守費用の合計金額を用いて比較する。

(3) 一次審査通過者に対し、操作性審査及びプレゼンテーションによる二次審査を行い、一次審査と二次審査の点数を合算して、最も得点の高い事業者を優先交渉権者に選定する。なお、優先交渉権者は決定後、提案内容に基づいて協議の上、再度見積書を提出する。

(4) 一次審査及び二次審査は、本市関係者で構成する霧島市二要素（静脈）認証システム構築業務委託及び運用保守事業業者選定委員会において審査する。

4 参加資格

以下の全てに該当する者のみ、企画提案を応募することができる。

- (1) 霧島市における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 鹿児島県内に本店または支店、保守等の協力店を有すること。
- (3) 公表日現在において、指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 公表日現在で JISQ15001 規格に基づくプライバシーマークを取得していること。
- (8) 本件業務の実施において、市の要請に応じて基本的に当日中に庁舎での対応ができること。

5 実施スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和 5 年 8 月 17 日(木)
質問書提出期限	令和 5 年 8 月 23 日(水)
質問書回答	令和 5 年 8 月 25 日(金)
参加申込書等受付期限	令和 5 年 8 月 31 日(木)
参加資格審査結果通知	令和 5 年 9 月 4 日(月)
企画提案書等の提出期限	令和 5 年 9 月 13 日(水)
一次審査（書類審査）結果通知	令和 5 年 9 月 15 日(金)
二次審査（操作説明及びプレゼンテーション）	令和 5 年 9 月 28 日(木)
選定結果通知	令和 5 年 9 月 29 日(金)

6 提出書類の様式

- (1) 質問書（様式 1）
- (2) 参加申込書（様式 2）
- (3) 参加資格要件確認表（様式 3）
- (4) 会社概要書（様式 4）
- (5) 企画提案書表紙（様式 5）
- (6) 業務実績（様式 6）
- (7) 業務実施体制（様式 7）

(8) 辞退届（様式8）

7 実施要領の公表

(1) 公表日

令和5年8月17日（木）

(2) 公表方法

霧島市ホームページで公表する。

8 質問書の提出及び回答

本実施要領について質問がある場合は提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式1）

(2) 提出期限

令和5年8月23日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法

「18 問合せ先及び書類提出先」に記載のメールアドレスに、件名を「霧島市二要素（静脈）認証システム構築業務委託及び運用保守事業」と明記して提出。また、メール送信後に「18 問合せ先及び書類提出先」に電話をすること。

(4) 回答方法

質問者名を無記載として取りまとめ、質問者及び参加申込者に対して、令和5年8月25日（金）までに電子メールにより回答する。回答期日後に参加申込があった場合は、当該質問及び回答内容を電子メールにより送信する。ただし、質問の内容が本事業による事業者選定に公平性を保てないと判断される場合は回答しないことがある。

9 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

参加申込書（様式2）、参加資格要件確認表（様式3）、会社概要書（様式4）

(2) 提出期限

令和5年8月31日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法

「18 問合せ先及び書類提出先」に持参又は郵送すること。

※持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く日（以下「開庁日」という。）の午前8時15分から午後5時までとする。

※郵送の場合は、書留、簡易書留又はレターパック等の配達記録が残るものに限る。

10 参加資格審査結果通知

- (1) 通知日
令和5年9月4日（月）
- (2) 通知方法
参加申込書を提出した事業者に書面で通知する。

11 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
企画提案書表紙（様式5）、企画提案書（任意様式）、見積書（任意様式）、
業務実績（様式6）、業務実施体制（様式7）
- (2) 提出部数
原本1部（クリップ留め）、写し5部（ホチキス留め）
- (3) 提出期限
令和5年9月13日（水）午後5時（必着）
- (4) 提出書類に関する留意事項
 - ア 企画提案書（任意様式）
様式規格はA4規格（A3規格の折込可）とすること。
 - イ 企画提案書の基本的な内容
本要領及び仕様書の内容を満たすこと。
 - ウ 見積書（任意様式）
見積金額はシステム運用開始までにかかる導入費用と、システム運用開始後にかかる5年間分の保守費用を記載すること。なお、導入費には、導入から5年間利用できるソフトウェアに係る費用を含むこと。
- (5) 提出方法
「18 問合せ先及び書類提出先」に持参又は郵送すること。
※持参する場合は、開庁日の午前8時15分から午後5時までとする。
※郵送の場合は、書留、簡易書留又はレターパック等の配達記録が残るものに限る。

12 一次審査（書類審査）の結果通知

- (1) 通知日
令和5年9月15日（金）
- (2) 通知方法
一次審査に参加した事業者に書面で通知する。

13 二次審査（操作説明及びプレゼンテーション）の実施

二要素（静脈）認証システムの管理画面や読み取りセンサーの操作等のデモンストラーション及び提案書の内容についてプレゼンテーションを行うこと。

(1) 実施日

令和5年9月28日（木）

(2) 実施時間

1事業者40分程度（操作説明及びプレゼンテーションを30分程度、質疑応答を10分程度）とし、実施日時等の詳細は一次審査通過者に別途通知する。

(3) 実施場所

詳細は別途連絡するが、新型コロナウイルスの感染状況により、リモートで実施することもある。

14 選定結果通知

(1) 通知日

令和5年9月29日（金）

(2) 通知方法

二次審査に参加した事業者に書面で通知する。

15 参加の辞退

参加申込書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式8）

(2) 提出期限

二次審査実施日の前開庁日の午後5時（必着）

(3) 提出方法

「18 問合せ先及び書類提出先」に持参又は郵送すること。

※持参する場合は、開庁日の午前8時15分から午後5時までとする。

※郵送の場合は、書留、簡易書留又はレターパック等の配達記録が残るものに限る。

16 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

(4) 参加申込及び提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

- (5) 事業規模の上限を超えた提案であった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

17 その他

- (1) 提案者は1つの提案しか行うことができない。
- (2) 提案書の作成に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された参加申込書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受付けないものとする。
- (6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (7) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提出者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 提出された提案書類等は霧島市情報公開条例（平成17年条例第10号）第5条に定める不開示情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (9) 提案書に記載された内容は、特に断りがない限り、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (10) 本件に関する資料を、本件提案以外の目的で使用することを禁止する。
- (11) 本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに本市と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
- (12) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本市への本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (13) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

18 問合せ先及び書類提出先

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市役所 企画部 情報政策課 電算グループ
担 当 : 園 嶋 (そのはた)、松永 (まつなが)
電 話 : 0995-64-0933 (直通)
E - M a i l : jouhou@city-kirishima.jp